

トヨタレンタカー貸渡約款

個人データの取扱いについて

1. (本ポリシーについて)

本ポリシーは、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます）とトヨタ利活用フランチャイズ契約を締結したトヨタレンタカー店（以下「当社」といいます）が、レンタカー事業に関連して、借受人（貸渡契約の申込みをしようとする者を含みます）及び運転者（以下総称して「利用者」といいます）の個人データを取り扱う場合に適用されます。

当社は、管理者として、利用者の個人データについて責任を持って取り扱います。当社の連絡先の詳細については、下記9.をご覧ください。

2. (取得する個人データ)

当社は、レンタカーサービスの提供に際し、当該サービスの利用者より、以下(1)(2)に定める個人データを、直接又はWebサイト(チャットボットを含みます)、アプリ、電話(予約センターへの架電を含みます)、店頭、貸渡車両、装備品(ODOメーター、GPS機能、ETCカード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM等)を通じて取得し、取り扱います。

(1) 予約時及びレンタカーの貸渡時に取得する個人データ

氏名、メールアドレス、電話番号、住所、生年月日、運転免許証の種類・発給国、クレジットカード情報等のお支払いに関する情報、利用車両に関するデータ(車種・車体(車台)番号・使用目的・借受期間等)

(2) 貸渡車両と装備品(ODOメーター、GPS機能、ETCカード、ドライブレコーダー、カーナビゲーション、DCM等)を通じて、レンタカーの利用時に取得する車両データ、走行距離、GPS情報、ETCカードのICチップに記録された情報(利用者がETCカードをレンタルしている場合に限り)、ドライブレコーダーで記録された情報、カーナビゲーションに登録された情報(検索履歴、メモリ地点、Bluetooth接続情報等)、走行状態計測情報(ペダル操作量、速度、加速度等)などの走行状況に関するデータ

3. (個人データの利用目的と適法性根拠)

当社は、以下の利用目的で、利用者の個人データを取り扱います。また、適用されるデータ保護法の下で要求される可能性のある個人データの取扱いの適法性根拠は、各利用目的に併記しているとおりです。

- (1) 適用ある法令及び通達に基づき、貸渡証の作成等、レンタカー事業者が負う義務を履行するため。
 - 借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを取り扱う必要があります(契約の履行)。
- (2) 利用者の本人確認及び審査を含め、レンタカーサービスの提供その他これに関連する業務を行うため。
 - 借受人と締結した契約を履行し、又は契約締結前における借受人の要請に応じた措置を実施するために、個人データを取り扱う必要があります(契約の履行)。
- (3) 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品、サービス、又は各種イベントやキャンペーン等の開催について、郵送又は電子メール等の方法により、利用者にご案内するため。
 - マーケティング及びプロモーション活動を実施するという当社の正当な利益のために、個人データを取り扱う必要があります(正当な利益)。
- (4) トヨタレンタカーの商品及びサービス開発を行い、利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討するため。
 - 顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを取り扱う必要があります(正当な利益)。
- (5) 利用者に対して、トヨタレンタカーの商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため。

- 顧客維持と商品及びサービスの品質保証を行うという当社の正当な利益の目的のために個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

(6)運転者の運転状況について、安全性及びエコの観点から診断し、安全運転に関わる注意喚起（以下「運転診断」という）を行う等、運転者にフィードバックを付与するため。

- 運転者に安全に走行していただくという当社、利用者及び第三者の正当な利益のために、個人データを取り扱う必要があります（正当な利益）。

利用者は、下記9に定める当社の連絡先に連絡することにより、正当な利益に基づく取扱いに関する評価の詳細を取得することができます。また、適用されるデータ保護法の下で契約の履行又は正当な利益に依拠できない場合に備えて、利用者は、上記の利用目的での個人データの取扱いにつき、同意します。

4.（個人データの第三者提供）

利用者は、当社が、以下の各利用目的で、利用者の個人データを以下の提供先（利用者の所在する国以外に所在する可能性があります）に対して提供することに同意します。利用者は、当社による第三者への自己の個人データの提供の停止を求めることができますが、停止を求める個人データの項目によっては、当社が提供するサービスの一部が利用できなくなる場合があります。

(1) 提供される個人データ：利用車種クラス、使用目的及び借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報並びに利用者の氏名及び住所、**レンタカーの利用時に取得する車両データ(個人を特定できないよう加工したデータに限り)**等

(2) 提供先及びその利用目的：

提供先	提供先の利用目的	提供先の所在国
トヨタ自動車株式会社	借受人に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うため	日本
トヨタ自動車株式会社及びトヨタ自動車株式会社と情報提供契約等を締結した者	商品及びサービスの企画・開発又は利用者の満足度を向上させるための更なる施策を検討する ほか 、商品及びサービスに関するアンケート調査を実施するため	日本
トヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店	貸渡契約締結の円滑化等、利用者に満足いただくための施策立案及びフランチャイズ全体としての体制整備を行うため 運転診断の結果に基づき、関連する商品・サービスを提供するため 関連する商品・サービスの研究開発のため 運転診断の結果を分析し、論文として社外発表するため（特定の個人を識別できないように加工した場合に限り）	日本
利用者が利用した有料道路運営会社等（トヨタレンタカー貸渡約款第4章	利用者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せと請求対応のため	日本

第 14 条第 4 項に定義します)		
トヨタ自動車株式会社 及び 提携機関および企業(社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等)	よりよい社会・交通・生活環境の創出のため (レンタカーの利用時に取得する車両データのみを提供するものとし、個人を特定できる情報を提供しません)	日本
トヨタ自動車株式会社 及び 借受人が利用したクレジットカード会社(以下「クレジットカード会社」という)	クレジットカード利用の際の決済一般に関する業務(クレジットカードの不正利用検知・防止(3D セキュア)の実施、及びクレジットカード会社からクレジットカードの不正利用の疑いで利用実績その他不正利用に関連する事項の問い合わせを受けた場合の回答を含みます)を実施するため	日本及び各クレジットカード会社の所在国

5. (保持期間)

当社は、取得した利用者の個人データを利用目的の達成に必要な期間を超えて保持しません。当社は、原則として、利用者の個人データを収集した日から 3 年間、利用者の個人データを保持します。ただし、個人データをより長い期間保持することが法令上必要な場合又は法的権利の立証、行使若しくは防衛のために必要な場合は、当社は、当該個人データをこれらの対応に必要な期間保持します。技術的な理由により、当社のシステムから個人に関する情報を完全に削除することができない場合は、当社は、利用者の個人データのさらなる利用を防止するために、適切な処置を講じます。

6. (利用者の権利)

利用者は、当社が取り扱う利用者の個人データに関して、法的権利を有しています。これらの権利は、利用者の個人データの取扱いに適用されるデータ保護法によって異なりますが、通常は以下のものが含まれます。

- (a) 利用者の個人データの取扱いに関する情報を取得する権利、及び利用者の個人データにアクセスする権利。
- (b) 利用者の個人データが不正確又は不完全である場合、当社に修正を要求する権利。
- (c) 特定の状況において、利用者の個人データの消去を要求する権利。
- (d) 特定の状況において、利用者の個人データの取扱いを制限するよう要求する権利。
- (e) 利用者の個人データを構造化され、一般的に使用され、機械で読み取り可能な形式で受け取る権利、及び/又は技術的に可能な場合に、そのような個人データを受領者に直接送信するように要求する権利。
- (f) 適用されるデータ保護法に基づいて、個人データの取扱いが利用者の同意に基づいて行われる場合、同意をいつでも撤回する権利。利用者の同意の撤回は、利用者の撤回前に行われた同意に基づいて行われた取扱いの適法性に影響を与えないものとします。
- (g) 当社による利用者の個人データの取扱いに異議を唱える権利。

利用者は、下記 9. に定める当社の連絡先に連絡することにより、利用者の権利を行使することができます。また、利用者は、利用者の権利が当社によって侵害されたと考える場合は、管轄のデータ保護監督当局に苦情を申し立てることができます。

7. (安全管理措置)

当社は、取り扱う利用者の個人データの漏えい、紛失、又は毀損を防止することを含め、個人データのセキュリティを維持するために、必要かつ適切な措置を講じます。具体的には、個人データの取扱いに関する規程を策定するほか、個人データの取扱状況を定期的に自己点検し、個人データの取扱いに関する

る従業員へ定期的な研修を行い、個人データの取扱いに使用される機器の盗難又は紛失の防止、及びアクセス制御を実施します。また、個人データを取り扱う当社の委託先及び従業者に対して適切な監督を行います。

8. (外国への個人データの移転)

当社は、利用者の所在する国以外に所在する第三者に個人データを提供する場合、以下のいずれかを確保するか、利用者の同意を取得すること等により、適用されるデータ保護法を遵守します。

(1)移転先となる国・地域が、適用されるデータ保護法の下で利用者が個人データについて有する権利及び自由に対して十分なレベルの保護を確保している国・地域として指定を受けていること。

(2)第三者が、適用されるデータ保護法により要求される個人データの移転に係る契約を当社と締結していること。

9. (管理者である当社の連絡先)

管理者である当社の連絡先は、以下のとおりです。本ポリシー、利用者の権利、又はその他個人データの保護に関する事項についてご質問がある場合は、当社のデータ保護窓口までご連絡ください。

データ保護窓口の連絡先は、当社ホームページのプライバシーポリシーサイト、または店頭スタッフにお問い合わせください。

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社はこの約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人は約款及び細則を理解したうえでこれを借受けるものとします。なお、約款及び細則に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社は、約款及び細則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款及び細則に優先するものとします。

3 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受人と異なる運転者を指定する場合、約款及び細則中の運転者の義務と定められた事項をその運転者に周知し、遵守させるものとします。

第2章 予約

第2条(予約の申込)

借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法により、予め車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申込を行うことができます。

2 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーや当社の認める借受条件の範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は、借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消等)

借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。

2 借受人及び当社は、当社所定の方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。

3 借受人の都合により予約が取消されたときは、借受人は、別に定めるところにより当社所定の予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払があったときは、受領済の予約申込金を

借受人に返還するものとします。

4 当社の都合により予約が取消されたときは、当社は、受領済の予約申込金を借受人に返還するほか、当社所定の違約金を支払うものとします。

5 前 2 項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

6 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第 5 条(代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件(以下「条件」という)に該当するレンタカーの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。

2 当社は、前項の場合で、予約のあった条件以外のレンタカーを貸渡することが可能なときは、前条第 4 項及び第 5 項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡を申し込むことができるものとします。

3 借受人が前項の申込を承諾したときは、当社は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約のあった条件のレンタカーの貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

4 借受人が第 2 項の申込を拒絶した場合、予約は取消されるものとし、予約申込金等の扱いについては、前条第 5 項を適用するものとします。

第 6 条(予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取扱うトヨタレンタカー予約センター・旅行代理店・提携会社等(以下「代行業者」という)において予約の申込をすることができます。

2 前項の申込を行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申込を行った代行業者に対してするものとします。

第 3 章 貸 渡

第 7 条(貸渡契約の締結)

借受人は借受条件を、当社は約款・料金表等により貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。

2 当社は、基本通達 2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第 13 条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。

3 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードもしくは現金等の支払方法の指定、及び事前決済(Web 決済)または現地決済(店頭払い)を指定することがあります。また「借受人」が利用できる**支払方法(現金等)及びクレジットカード**を指定することがあります。

・現金等の支払方法を指定することがあります。

6 当社は、借受人又は運転者が前 5 項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取

消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第 4 条第 5 項を適用するものとします。

第 8 条(貸渡拒絶)

当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- (1) レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6 才未満の幼児を同乗させるとき。
- (5) 第 26 条に定める(社)全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という)又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店間で共有する貸渡注意者リスト(以下「貸渡注意者リスト」という)に登録されているとき。
- (6) 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- (7) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (8) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (9) 約款及び細則に違反する行為があったとき。
- (10) その他、当社が不相当と認めたとき。

2 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。

- (1) 貸渡できるレンタカーがないとき。
- (2) 借受人又は運転者が 6 才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。

3 前 2 項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第 4 条第 3 項乃至第 6 項を適用するものとします。

第 9 条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当社が借受人にレンタカー(付属品を含む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 前項の引渡は、第 2 条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第 10 条(貸渡料金)

貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。

2 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額又はその照会先を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
- (2) 免責補償料
- (3) 特別装備料
- (4) ワンウェイ料金
- (5) 燃料代
- (6) 引取配車料
- (7) その他の料金

3 基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金によるものとします。

4 当社が、貸渡料金を、第 2 条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した

料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

第 11 条(借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第 7 条の借受条件を変更しようとするときは、当社の承諾を受けなければならないものとします。

第 12 条(点検整備等)

当社は、道路運送車両法第 47 条の 2(日常点検整備)及び第 48 条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第 13 条(貸渡証の交付・携行等)

当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長、神戸運輸監理部兵庫陸運部長又は沖縄総合事務局陸運事務所長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を書面(電子メール等の電磁的方法を含みます)により借受人に交付するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携行(電磁的記録による携行を含みます)しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第 4 章 使 用

第 14 条(借受人の管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーを使用する際には、法令、約款、細則、取扱説明書、その他当社が提示する使用法を遵守しレンタカーを使用するものとします。

3 借受人又は運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービスを利用したときは、借受人又は運転者はその利用料金等を自らの責任において、その有料サービスを提供する者に支払うものとします。

4 借受人又は運転者が ETC システムを利用した場合において、有料道路の運営会社等(以下「有料道路運営会社等」という)から当社に対し、借受人又は運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問合せ等があった場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人又は運転手に関する情報を開示することができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

第 15 条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第 16 条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の使用目的以外に使用し又は第 7 条の運転者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。

- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技(当社が競技に該当すると判断するものを含む)に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9) 当社又は他の借受人に著しく迷惑を掛ける行為(レンタカーの車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙行為などレンタカーの汚損等を含むがこれに限らない)を行うこと。
- (10) その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条(違法駐車)

借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金等及び違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)ものとします。

2 当社は、警察からレンタカーの違法駐車の情報を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時まで管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、当社は、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。

4 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。

5 借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社が車両の移動・保管・引取り等に要した費用(以下「車両管理費用」という)を負担した場合は、借受人は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。

(1) 放置違反金相当額

(2) 当社が「違法駐車について」(<https://rent.toyota.co.jp/guide/use/ihouchusha.aspx>)に定める駐車違反違約金(上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)

(3) 探索費用及び車両管理費用

6 当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは家庭裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人に返還するものとします。

7 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。

第18条(GPS機能)

借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム(以下「GPS機能」という)が搭載されている場合があ

り、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1)貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。

(2)第 25 条第 1 項各号に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。

(3)借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車は当該記録情報を交通システム・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。

3 借受人及び運転者は、第 1 項の GPS 機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 19 条(ドライブレコーダー)

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

(1)事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。

(2)レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。

(3)借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

2 借受人及び運転者は、当社が、前項に定める記録情報を、借受人及び運転者個人を識別、特定できない形態に加工した上でトヨタ自動車に提供すること、及びトヨタ自動車は当該記録情報を自動運転・先進安全技術・地図生成技術のための研究開発の目的で利用することに同意するものとします。

3 借受人及び運転者は、第 1 項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

第 20 条(ETCカード貸出サービス)

借受人及び運転者は、ETCカード貸出サービスを利用する場合は、下記の事項に同意のうえで利用するものとします。

(1) 使用中の通行料金は、レンタカー返却時にETCカードのICチップに記録された情報を全額精算する。

※ICチップに記録されない料金調整または割引があります。

(通行止め時の乗り継ぎ料金調整、一部道路事業者のETC割引サービス)

(2) 以下のように後日通行料金の未払いが判明した場合、追加で精算をする。

・申告忘れの使用料金が判明した場合

・ETCカード若しくは精算機の異常により、通行履歴、金額が確認できなかった場合

・何らかの理由で通行履歴を確認できないトヨタレンタカー店に返却した場合

(3) ETCカードの紛失及び盗難等が発生した場合、当社に連絡をするとともに、それらに起因して生じた第三者の不正使用等により発生した損害については借受人及び運転者が賠償する。

(4) 借受人及び運転者の過失等によるトラブルについては借受人及び運転者が対応(ただし、交通事故と認定されるものについては除く)し、当社は一切の責務を負わないものとする。

(5) 第三者にETCカードを貸与しない。

(6) 借受期間が満了したにも関わらずレンタカー、ETCカードの返却がない場合、当社が道路事業者に貸出ETCカードの利用停止を依頼する事を承諾する。

(7) 道路事業者からETCカード利用者についての問い合わせが入った場合(借受期間満了後も含む)、求

めに応じ氏名、住所及び連絡先等、利用者の個人情報を開示する。

第5章 返 還

第21条(借受人の返還責任)

借受人は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第22条(レンタカーの確認等)

借受人は、当社立会いのもとに、レンタカーを通常の使用による劣化・摩耗又は借受人及び運転者の責に帰すべからざる事由により生じた損傷を除き、引渡時の状態で返還するものとします。

2 借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

第23条(レンタカーの返還時期等)

借受人は、第11条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

2 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第24条(レンタカーの返還場所等)

借受人は、第11条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用(以下「回送費用」という)を負担するものとします。

2 借受人は、第11条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第25条(レンタカーが返還されなかった場合の措置)

当社は、借受人に次の各号のいずれかが該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、GPS機能を利用しレンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するとともに(社)全国レンタカー協会への不返還被害報告や、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとし、借受人はこれに同意するものとします。

(1) 借受期間が満了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき。

(2) 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。

2 前項各号の場合、借受人は、当社が借受人の探索及びレンタカーの回収に要した費用等を当社に支払うものとします。

第26条(貸渡情報の登録と利用の合意)

約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が全レ協システム及び貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。

(1) 借受人又は運転者が、当社の指定する期日までに、第17条第5項に定める駐車違反金を当社に支払わなかったとき。

(2) 前条第1項各号に該当したとき。

2 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次に掲げる事項に同意するものとします。

(1) 全レ協システムに登録された貸渡情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者利用されること。

(2) 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第27条(レンタカーの故障)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第28条(事故)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、ドライブレコーダーまたは車載型事故記録装置、もしくはその両方が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 5 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第29条(盗難)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難・被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第30条(使用不能による貸渡契約の終了)

借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。但し、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因する場合は、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第3項を準用するものとします。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。但し、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

第31条(借受人による賠償及び営業補償)

借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー(第38条の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。)に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、借受人又は運転者の責めに帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表等に定めるところによるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカー(第38条の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。)の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

4 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条に基づき激甚災害と指定された災害(以下「激甚災害」という)による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において不可抗力により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者は、その損害を賠償することを要しないものとします。

第32条(保険)

借受人が約款及び細則に基づく賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

(1) 対人補償 1名につき無制限(自賠償保険を含む)

(2) 対物補償 1事故につき無制限(免責額5万円)

(3) 車両補償 1事故につき時価まで(免責額5万円 但し、バス・大型貨物車10万円)

(4) 人身傷害補償 1名につき3000万円まで

2 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

3 当社が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

4 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人が予め当社に免責補償料を支払ったときは当社の負担とします。但し、その免責補償料の支払いがないときは借受人の負担とします。

5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

6 第1項の定めにかかわらず、借受人は、レンタカーを用いて、道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号の許可又は第79条の登録に基づく有償運送を実施する場合、当該運送に伴い会員が負う賠償責任について、当該運送の許可又は登録主体が加入する保険を優先して適用することを承諾するものとします。

第8章 解除

第33条(貸渡契約の解除)

当社は、借受人が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、

貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還するものとします。

第 34 条(同意解約)

借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金と解約手数料を合計した金額を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払うものとします。

解約手数料 = { (予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金) }
× 50%

3 前項の定めにかかわらず、借受人が旅行代理店経由の予約に基づき貸渡契約を締結した場合は、解約手数料は、「予定借受期間に対応する貸渡料金」から「貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金」を控除した金額、又は 5,500 円のいずれか低い金額とします。

第 9 章 雑 則

第 35 条(相 殺)

当社は、約款及び細則に基づき借受人に金銭債務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第 36 条(消費税)

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税(地方消費税を含みます。)を当社に対して支払うものとします。

第 37 条(遅延損害金)

借受人及び当社は、約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 38 条(代理貸渡事業者)

当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行なう場合(当該事業者を「代理貸渡事業者」という)には、約款中の「当社」と定めるところは、「代理貸渡事業者」と読み替えることができるものとします。但し、「個人情報の取扱いについて」、第 12 条、第 16 条、第 27 条乃至第 29 条(但し、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社及び代理貸渡事業者とする)、第 41 条に関する事項は除くものとします。

第 39 条(準拠法等)

準拠法は、日本法とします。

2 邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第 40 条(重要事項の情報提供)

当社は借受人に対し、約款及び細則のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違反駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努めるものとします。

2 借受人は、約款及び細則の内容について理解するよう努めるものとします。

第 41 条(約款及び細則の掲示等)

当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。

- (1) 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含みます。)
 - (2) ウェブサイト等に見やすいように掲載
 - (3) 書面(電子メール等の電磁的方法を含みます。)の提示
- また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

第 42 条(管轄裁判所)

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 約款は、2026 年 4 月 1 日から施行します。